

広報誌の発行が月1回に変わります

これまで毎月2回発行してきた広報誌について、自治会の皆さんの仕分け・配布負担の軽減と情報の集約に向けて、令和5年度(広報5月号)から実証的な取り組みを行います。行政情報は毎月1日発行の広報誌に集約し、これまで町が作成してきた折込チラシの情報もすべて広報誌の紙面に掲載します(各種団体が作成するチラシはこれまで通り配布します)。町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》 企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

町からのお知らせが電話やファックスでも受け取れます

町では、「お知らせメール@きよさと」にて各種お知らせや災害情報などを配信しています。今年から電話やファックスでの受取りもできるようになりました。町では今後「お知らせメール@きよさと」での情報発信を積極的に行っていくしますので、ぜひご登録ください。

●メールの登録方法

※事前にお使いの携帯電話等で kiyosato-town@sg-p.jp のアドレスを受信できるよう設定を行ってください。

方法1 QRコードを読み取り、表示される手順に従い登録をお願いします。
(QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です)



方法2 登録用メールアドレスあてに空メールを送信し、返信されるメールに記載された手順に従い登録をお願いします。

【登録用メールアドレス】
t-kiyosato-town@sg-p.jp

●ファックス送信について(新規登録が必要)

所定の様式により配信します。ファックス回線の混雑状況により配信完了まで時間を要する場合があります。

●電話での配信について(新規登録が必要)

自動音声により配信情報を読み上げます。電話番号は050-3200-0342から配信されますので、あらかじめ「お知らせメール」などの名前で登録しておくとう便利です。

電話に出られなかった場合、留守番電話サービスをお使いの場合は着信履歴が残ります。留守番電話サービスをお使いでない場合は、最新の配信に限り、かけ直すことで確認することができます。

ファックス、電話での配信をご希望の方は総務課管財グループまでお問い合わせください。

※お使いの電話を非通知設定にしている場合、聞き直すことができませんのでご注意ください。

※配信を受け取る際、別途通信料がかかります。

《問い合わせ》 総務課管財グループ ☎0152(25)2130

新たな農業委員が任命されました

令和5年3月に新たな農業委員が任命されました。任期は、令和5年3月19日から令和8年3月18日までの3年間となります。

町内の地区からの推薦



【再任】
青野 徹
(江南第3)



【再任】
島田 慎司
(向陽中)



【再任】
岡本 勝弘
(向陽東)



【再任】
岩井 清郎
(上斜里東)



【再任】
早川 秀和
(上斜里)



【再任】
河面富士夫
(札弦町第2)



【再任】
鈴木 良則
(神威中)



【新任】
浅野 智樹
(緑)



【再任】
柳谷 克彦
(羽衣町第1)



【再任】
垂石 義秋
(札弦町第1)

団体からの推薦



【新任】
佐藤 弘康
(上斜里中)



【新任】
吉田 勝典
(向陽北)



【新任】
長嶋 裕平
(江南東)



【再任】
太田 智美
(羽衣町南)

一般募集

《問い合わせ》 農業委員会事務局 ☎0152(25)2448

生活情報

こんな時には国民年金の手続きが必要です

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金（厚生年金・共済年金含む）に加入することが義務付けられています。

国民年金は、みんなで暮らしを支え合う社会保険制度です。加入の種別は、次の3種類に区分されています。

- 第1号被保険者
自営業者・学生
農業者とその家族など
- 第2号被保険者
会社員（厚生年金）や
公務員（共済組合）など
- 第3号被保険者
第2号被保険者の扶養に入っている配偶者

ご本人や配偶者の就職・転職・退職、結婚などで、年金の加入手続きや種別変更の手続きが必要です。（下図を参照）

年金の加入手続きや種別変更の手続きをされないで、病気やけがで障害が残ったときの障害年金や、死亡したときの遺族年金を受け取ることができなくなる場合があります。

防火チェックシート

該当する項目にチェックします。この機会に火災の危険がないか確認してみましょう。

台所

- コンロの火をつけたままその場を離れてしまうことがある
- グリル内に油污れなどが溜まっている
- 安全装置の付いていない調理器具を使用している
- ガスのゴムホースに劣化がみられる
- コンロの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- コンロの奥に置いてあるものを取ろうとしてしまうことがある
- 家庭用消火器等を設置していない

ストーブ

- ストーブをつけたまま長時間出掛けることがある
- ストーブをつけたまま寝ている
- 安全装置の付いていないストーブを使用している
- ストーブの周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- ストーブの上で洗濯物を干すことがある
- 煙突を使用しているが定期的な清掃を実施していない

お部屋

- 住宅用火災警報器を設置していない、または定期的に動作点検していない
- たこ足配線をしている
- コンセントが見えない位置にあり、ほこりが溜まっている
- 電化製品の配線が家具の下敷きになっている
- 電気コードを束ねている
- 仏壇内のろうそく周りに燃えやすいものが置かれている

たばこ

- 寝たばこをしてしまうことがある
- 吸い殻の周りに燃えやすいものを置いてしまうことがある
- 灰皿に吸い殻がたくさん溜まっている
- 吸い殻を水に漬けていない
- 吸い殻の火が消えたか確実に確認せずにゴミ箱に捨ててしまう

◎チェック項目が多いほど火災が起りやすい状態です。チェックの付いた項目について改善するようご検討ください。
◎全国的に死傷者の発生する火災が続いています。これから空気が乾燥する時期になりますので、より一層「火の用心」を心掛けてください。

《問い合わせ》 消防署清里分署 ☎0152(25)2110

●こんな時は手続きが必要です

現行の種別	このようなとき	資格取得日	変更後の種別	手続き先
第1号	第1号被保険者の夫婦のどちらかが第2号被保険者になり、配偶者として扶養されるようになったとき	配偶者に扶養されることになった日	第3号	配偶者の勤務先
	結婚や退職等で、第2号被保険者の配偶者に扶養されることになったとき			
第2号	会社などを退職し、第2号被保険者である配偶者に扶養されることになったとき	退職日の翌日	第1号	役場
第3号	60歳になる前に、会社等を退職したとき	退職日の翌日		
	第2号被保険者である配偶者が、会社などを退職したとき	配偶者の退職日の翌日		
第3号	第2号被保険者である配偶者が、65歳になったとき	配偶者の65歳の誕生日の前日	第1号	役場
	配偶者の扶養から外れたとき（収入が増えたとき、離婚したときなど）	配偶者に扶養されなくなった日		

ありますので、忘れずに手続きしてください。
役場での手続きには①変更日が確認できる書類、②マイナンバーカードまたはマイナンバーカードをもちでない方は本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。
【20歳になったとき】
厚生年金や共済組合に加入して

いない方には、おおむね2週間以内に、日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」などが送付されますので、手続きは不要です。
●問い合わせ
町民課町民生活グループ
（戸籍年金担当）
☎0152(25)2157
北見年金事務所国民年金課
☎0157(25)8703

春の火災予防運動を行います

春先の火災を防止するため、次のとおり春の火災予防運動を行います。

- 予防運動期間 4月20日(木)～30日(日)
- 火災予防車両パレード 4月19日(水)
- 清里市街 午前9時～
- 札弦市街 午前10時10分～
- 緑市街 午前10時50分～
- 啓蒙事業所訪問 4月19日(水) 午前9時～
- 啓蒙サイレン吹鳴 期間中毎日午後7時より30秒間
- 町内予防広報 火災予防運動期間中、町内市街地区を巡回します。
- 防火査察 一般住宅、防火対象物、危険物施設
- 問い合わせ
消防署清里分署
☎0152(25)2110

地域包括支援センターが町の運営に変わります

高齢者への専門的な相談支援の充実を目的に、平成24年度から清里町社会福祉協議会へ委託していた地域包括支援センターの運営が、令和5年度より清里町の直営事業となります。それに伴い、現在社会福祉協議会内に設置されている事務所が、保健福祉課内（福祉介護グループ隣）へ移動します。

地域包括支援センターでは引き続き、住民の皆さんに寄り添った相談機能を維持しながら、地域共生社会に向けた体制構築を目指していきます。

《問い合わせ》
保健福祉課福祉介護グループ ☎0152(25)3847
地域包括支援センター ☎0152(25)2943

● **問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

● **確認ができる方** 土地・家屋を所有する納税者
● **時間** 午前8時15分～午後5時
● **設置場所・問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

TAX 税情報

暴風雪や大雪による
家屋倒壊などの被害を
受けられた方へ

固定資産（家屋や倉庫など）をお持ちの方で、冬季の暴風雪や大雪により破損や倒壊などの被害に遭われた方は、固定資産税の減免の対象となる場合があります。まずは、税務・収納グループまでご相談ください。

令和5年度の土地・家屋の価格を確認できます

固定資産税の納税者が、所有する土地と家屋の令和5年1月1日時点の評価額を町内の他の土地や家屋の評価額と比較できるように、土地・家屋価格等縦覧帳簿を設置しています。

● **設置期間** 4月3日(月)～5月31日(水)

● **確認ができる方** 土地・家屋を所有する納税者

● **時間** 午前8時15分～午後5時

● **設置場所・問い合わせ**
町民課税務・収納グループ
☎0152(25)2136

子育て支援センターが利用しやすくなりました

支援センターの利用日が増えたり、午後の開放日が増えました。ぜひ遊びにきてください。行事などの都合で自由開放をお休みすることもありますので、毎月発行するたんぽぽ通信や広報、母子手帳アプリ母子モで確認ください。

● **母子手帳アプリ母子モ**
こちらからダウンロードできます。

また、子育て相談は来所・電話いつでも受け付けています。お気軽にご利用ください。

● **子育て支援センター利用日 (4月1日～)**

支援センター利用日	午前9時～正午	午後1時～3時30分
月	自由開放	自由開放
火	自由開放 親子遊び	自由開放
水	自由開放	
木	自由開放 親子遊び	自由開放
金	自由開放	自由開放

子育て相談 (電話・来所) :
受付時間 月～金 午前8時15分～午後5時

● **問い合わせ**
保健福祉課子ども・子育てグループ
子育て支援センター
☎0152(25)2100

出産育児一時金が引き上げられます

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険被保険者の方が出産した際に国保から支払われる出産育児一時金について、令和5年4月1日以降、8万円引き上げられ、支給額が現行の42万円から50万円となります。

出産費用が50万円に満たなかった場合、その差額分の金額をお支払いしますので、お問い合わせください。

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
医療保険担当
☎0152(25)2157

新入学(園)期の交通安全期間

新入学(園)児の交通事故を防止するため、通学路等における街頭啓発や安全指導、安全教育を実施します。この時期は、特に新入園児・新入学児童が慣れない通学路を通い始めるため、子どもの交通事故の発生が非常に心配されます。歩行者の皆さんは、道路を横断する前に左右をよく確認し、明るい色の服装や反射材を身に付けましょう。

● **運動期間** 4月6日(木)～14日(金)

● **問い合わせ**
企画政策課まちづくりグループ
☎0152(25)2135

舗装道路の一斉清掃にご協力ください

雪解けによる汚れやごみを一掃し環境美化を推進するため、市街地区の舗装道路の一斉清掃を行います。

● **日時** 4月18日(火) 午前6時～
● **地域** 清里・札弦・緑の各市街地区

※当日の土砂やごみについては、肥料袋などに入れて口を縛ってから、ごみステーションまたは道路脇に出してください。

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
☎0152(25)3577

江南パークゴルフ場がオープンします

● **利用期間** 4月29日(土)～10月15日(日)

※雪解け、天候等により変更になる可能性があります。

● **利用時間** 午前8時～午後6時
(10月からは午後5時)

● **シーズン券の発行について**
4月29日(金)より江南パークゴルフ場窓口で受付しますので、顔写真(縦3cm 横2.5cm)をご持参ください。70歳以上の方は、免許証など生年月日を確認できる書類をご持参ください。

問い合わせ

きよさと観光協会
(情報交流施設きよる内)
☎0152(25)4111
江南パークゴルフ場
(4月29日より)
☎0152(25)4000

畜犬取締及び野犬掃とうを行います

清里町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを行います。期間中放し飼いの犬、または野犬は薬殺処分などとなりますので、飼い犬を必ず鎖などでつないでください。また、飼い犬が逃げた場合は、役場町民課町民生活グループまでご連絡ください。

● **実施期間** 4月1日～令和5年9月30日
● **実施場所** 清里町全域

● **問い合わせ**
町民課町民生活グループ
☎0152(25)3577

ハイヤー利用助成券の対象者が拡充されます

令和2年度から行っている「清里町ハイヤー利用助成事業」について、より多くの方に利用いただけるよう、4月から下記のとおり対象者の拡充を行います。新たに対象となる方は申請が必要となりますので、役場2階企画政策課まちづくりグループまでお越しください。

変更内容

- ・障がい者については等級および年齢制限を撤廃
- ・難病者であり、かつ運動に障がいや来す疾患である神経・筋疾患を有する方を新たに対象とする（パーキンソン病、重症筋無力症の方など）

	令和4年度まで	令和5年度から
障がいをお持ちの方	● 身体障がい者手帳（1～4級）を所有している65歳以上の方 ● 精神障がい者保健福祉手帳（1～2級）を所有している65歳以上の方 ● 療育手帳（A）を所有している65歳以上の方	● 身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳または療育手帳を所有している方
難病者の方	設定なし	● 指定難病医療受給者証を所有し、かつ運動に障がいや来す疾患である神経・筋疾患を有する方

《問い合わせ》企画政策課まちづくりグループ ☎0152(25)2135

北海道知事・北海道議会議員選挙が行われます

投票日

4月9日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとしています。

■期日前投票を行っています

【期日前投票】

- 期間 4月8日(土)まで
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

清里町長・清里町議会議員選挙が行われます

投票日

4月23日(日) 午前7時～午後6時まで

※清里町では投票終了時間を繰り上げて、午後6時までとしています。

■町内の投票所で投票できる方

清里町で投票できる方は、次のすべての条件を満たしており、かつ清里町選挙人名簿に登録されている方です。

- ①日本国籍を有する方
- ②平成17年4月24日までに生まれた方
- ③令和5年1月17日までに清里町に転入届出をし、引き続き3カ月以上住所を有している方

■期日前投票ができます

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭などで投票日当日に投票ができない方は、「期日前投票」ができます。
※入場券をご持参ください（印鑑不要）

【期日前投票】

- 期間 4月19日(水)～4月22日(土)
- 時間 午前8時30分～午後8時
- 場所 役場1階小会議室

■不在者投票について

仕事・学業・旅行などで町外に滞在中の方や、病院・施設に入院（入所）している方は、滞在地や施設等で不在者投票ができます。詳しくは、清里町選挙管理委員会および入院（入所）施設にお問い合わせください。
尚、不在者投票に必要な書類はお手元に届くまでに日数がかかりますので、お早めの手続きをお願いします。

《問い合わせ》 選挙管理委員会事務局 ☎0152(25)2131

実証実験バスの運行は終了しました

昨年の12月から実施してきた実証実験バスの運行は、3月31日をもって終了しました。ご利用ありがとうございました。

- 寄付金
 - 特別養護老人ホームへ寄付
 - 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
 - お品物
 - 羽衣町第2自治会女性部
 - 荒木 譲さん（羽衣町第1）
 - 岩佐 恵子さん（羽衣町第1）
 - 美馬 廣子さん（向陽北）
 - 寄付金
 - 荒木 譲さん（羽衣町第1）
 - 佐藤 和夫さん（羽衣町第1）
 - 大谷 晴一さん（札弦町第2）
- （老健きよさと・ケアハウスきよさと含む）
社会福祉協議会へ寄付
あたたかなお気持ち
ありがとうございます

24時間年中無休
通話料・相談料無料

きよさと健康ダイヤル24

0120-402-523

気になる身体の症状

けがの応急処置方法

医療機関情報等のご提供

【ご利用方法】 電話がつながりましたら、お名前・年齢を教えてください。
ご相談内容に応じてアドバイスいたします。

- 医師・保健師・看護師などの相談スタッフが24時間・年中無休体制でご相談に応じ、わかりやすくアドバイスいたします。
- いつでもどこからでも、清里町にお住いの皆様専用ダイヤル(通話料無料)でご相談できます。(非通知設定対応不可)

4月のイベントカレンダー

●保健福祉課保健グループ ☎0152(25)3850

行事	日時	場所
幼児歯科健診・フッ素塗布	12日(水) 午後0時45分～	保健センター
乳幼児健診	20日(水) 午後1時～	保健センター
こころの健康相談	24日(月) 午前9時～	保健センター
ぴよぴよママのリフレッシュ	25日(火) 午後1時10分～	保健センター

●子育て支援センター ☎0152(25)2100

行事	日時	場所
すくすく健康相談	5日(水) 午前9時30分～	子育て支援センター
赤ちゃん広場（1～6カ月対象）	10日(月) 午前9時30分～	子育て支援センター
親子で遊ぼう土曜日開放	15日(土) 午前9時30分～	子育て支援センター
札弦親子遊びの広場	24日(月) 午前9時30分～	札弦保育所

町営住宅入居者募集

■申込期間【一般募集住宅】 4月3日(月)～4月11日(火)

入居申込者に応じて、申込み時に必要となる書類が異なりますので、お早めの相談をお願いします。
 公営住宅は一定所得を超える場合は申込みできません。また、所得に応じて4段階の住宅使用料が設定されます。
 (入居後に所得が基準額を超える場合は記載以上の住宅使用料となります)

■入居資格など、詳しくはお問い合わせください

■公営住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
青葉団地	緑町22番地5	一般世帯向け ※単身入居要件有	3DK	238号	8,600円～12,800円
			2DK	239号	8,500円～12,600円
2DK	267号		5,700円～8,500円		
	268号				
札南団地	札弦町36番地3		2DK	212号	4,300円～6,500円
			3DK	217号	5,500円～8,200円
上斜里団地	羽衣町21番地99	一般世帯向け	3LDK	300号	15,000円～22,300円
麻園第2団地	羽衣町58番地114	一般世帯向け	3LDK	292号	13,000円～19,400円
さくらんぼ団地	水元町35番地5	一般世帯向け	3LDK	92-24号	19,000円～28,300円
				92-26号	18,000円～26,800円
				93-35号	18,200円～27,100円
				93-36号	19,200円～28,600円
				93-39号	19,200円～28,600円
				94-44号	19,400円～29,000円
				2LDK	96-61号
さつつる団地	札弦町316番地5	一般世帯向け	2LDK	14-109号	19,400円～28,900円
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	3LDK	08-99号	22,600円～33,700円

※さくらんぼ団地(一部)・青葉団地・札進団地・札南団地のお部屋に関しましては、お申し込み後に修繕を行うため、入居まで2か月程度時間を要します。あらかじめご承知おきください。

■地域優良賃貸住宅・特別賃貸住宅・特定公共賃貸住宅

団地名	住所	対象世帯	間取り	部屋番号	月額住宅使用料
ふれあい団地	羽衣町39番地4	一般世帯向け	2LDK	98-727号	36,000円
リバーサイド団地	羽衣町37番地3	単身向け	1LDK	92-606号	21,000円
				93-703号	41,000円
		一般世帯向け	3LDK	93-704号	
				97-712号	
ひまわり団地	羽衣町27番地26	一般世帯向け	2LDK	10-751号	41,000円
さくら団地	羽衣町27番地14	一般世帯向け	3LDK	92-501号	30,000円



さくらんぼ団地 (公営住宅)



ふれあい団地



さつつる団地



リバーサイド団地

問い合わせ 町民課町民生活グループ ☎25-3577

引越しの際は、マイナンバーカードの 継続利用手続きが必要です



マイナンバーカードをお持ちの方は、転入先市区町村窓口において「継続利用」の手続きが必要ですので、転入届を提出する際には、「マイナンバーカード」「暗証番号が分かる書類等」をお持ちください。

「継続利用」手続きの条件

【新しい住所に住み始めた日から14日以内】かつ【転出予定日から30日以内】に転入届を提出する必要があります。

マイナンバーカードの失効にご注意ください!

転入届を提出する際、マイナンバーカードを持参していない等により「継続利用」ができなかった場合、【転入届の提出日から90日以内】に手続きをしなければ、マイナンバーカードは失効してしまいますのでご注意ください。

令和5年2月6日より、マイナポータルから「転出届」を提出できるようになりました

このサービスを利用された場合、転出にあたり役場窓口への来庁が原則不要です。
 このサービスは、「電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内で引越しをされる方」がご利用いただけます。ご自身の引越しをはじめ、同一世帯の方の引越しのお手続きでもご利用いただけます。

なお、「転入届」は、これまで通り転入先市区町村窓口にてお手続きが必要です。

詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

デジタル庁
ホームページ
はこちら



★マイナンバーカード普及促進事業(現金1万円)★

【令和5年3月31日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】に対し、1人につき1万円の現金給付事業を実施しています。

対象者の方へ随時申請書を送付しますので、お手元に届きましたら必要事項を記入のうえご返送ください。

★マイナポイント第2弾(最大2万円分)★

【令和5年2月28日まで】にマイナンバーカードを【申請された方】が対象です。
 ポイントの申込手続、ポイントの対象となるチャージまたはお買い物、健康保険証の利用申込みおよび公金受取口座の登録期限は、【令和5年5月31日まで】となります。

※ポイントを受け取るためには、ウェブサイトより申込手続きが必要です。
 ※きよぽんでお申込みされた方は、ポイントを使って商店や飲食店を盛り上げましょう!

《問い合わせ》 町民課町民生活グループ ☎0152(25)2157